

JASSO貸与奨学金における機関保証制度のご案内

機関保証制度は、一定の保証料を支払うことで保証機関である日本国際教育支援協会（JEES）が連帯保証する制度です。

- ◆保証料を支払うことで、
 - ①自らの意志と責任において奨学金の申込みができます。
 - ②連帯保証人、保証人を頼める人がいなくても奨学金の申込みができます。
- ◆保証料額の目安は下記ホームページをご覧ください。

日本国際教育支援協会（JEES）



日本学生支援機構（JASSO）



機関保証制度のメリット

○父母や親せき等に負担がかからない

- ・万一、延滞した場合でも父母や親せき等に請求することはありません。

○連帯保証人、保証人に係る手続き等が不要

- ・連帯保証人、保証人に係る手続きや書類が不要です。

○保証料が安い

- ・保証料は、一般的な教育ローンよりも割安です。

○自立ができる

- ・自らの意志と責任で奨学金の貸与を受けることができます。

（参考）JASSO貸与奨学金の保証制度について

貸与奨学金の利用には、「機関保証」か「人的保証」のどちらかの保証が必要です。

○ 機関保証制度

- ・保証機関が連帯保証を行いますので、連帯保証人（父または母）と保証人（おじ・おば等）は必要ありません。
- ・一定の保証料がかかります。

○ 人的保証制度

- ・連帯保証人と保証人が必要です。
- ・保証料はかかりません。

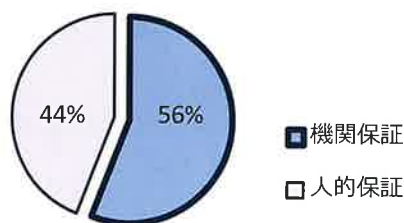
※第一種奨学金で所得連動返還方式・大学院修士段階の授業料後払い制度を選択する場合は、機関保証制度への加入が必要です。

機関保証制度とは

○保証契約の契約者は奨学金を借りる本人です。

・機関保証制度は保証機関（JEES）と本人のみとの契約のため、本人の父母等に返還をお願いすることはありません。

○機関保証制度は多くの学生に利用されています。



・令和5年度の奨学生採用者のうち、機関保証を選んだ人は、56%です。

※機関保証に加入後、人的保証へは変更できません。

○機関保証に加入するには、保証料を支払う必要があります。

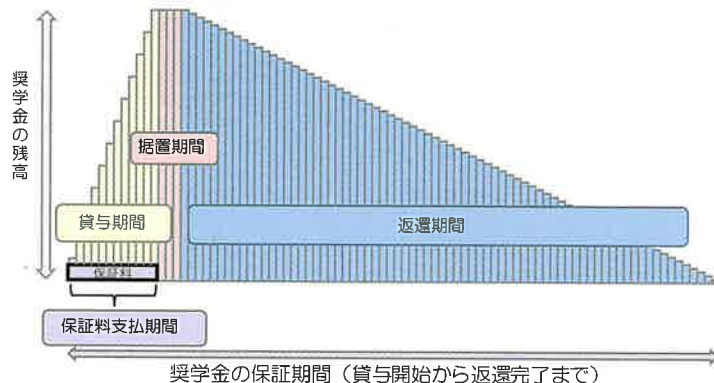
・保証料は毎月の奨学金から天引きされます。

★例えば貸与月額5万円の場合…



※記載の保証料は第二種奨学金（貸与月額5万円・貸与月数48ヶ月）で令和6年度採用者の保証料月額であり目安です。

保証について



○奨学金を保証している期間（貸与開始から返還完了まで）の保証料を、奨学金を受けている間に前払いいただきます。なお、保証料は返還期間中の毎月の返還残高に保証料年率の1/12を乗じたものの合計金額です。

○繰上返還や返還免除により早期に返還が完了した場合は、保証料の一部が戻る場合があります。（貸与終了と同時に、奨学金を一括で返還した場合、支払った保証料の約7割が戻ります。）

奨学金の返還

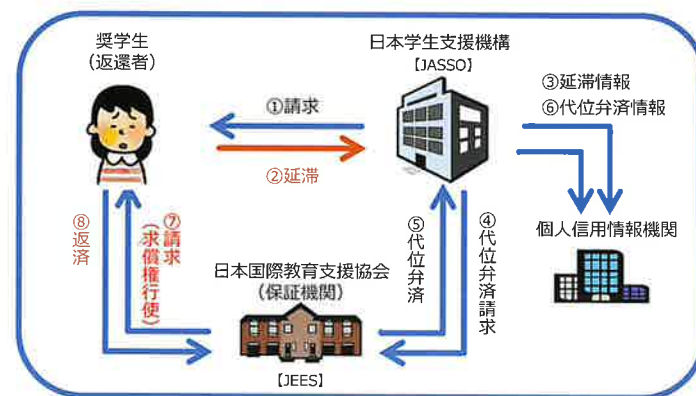
奨学金は借りたお金なので、学校を卒業後に返さなければなりません。

○貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）から返還が始まります。

（参考）返還期限猶予の制度

進学や留年をしたり、卒業はしたが就職ができずに返還することが難しいなどの場合は、日本学生支援機構（JASSO）へ返還期限の猶予の手続きをとることで返還の開始を遅らせることができます場合があります。

返還を延滞した場合



○延滞が3か月以上となった場合には、人的保証と同様に、延滞情報が個人情報機関に登録されるため、クレジットカードや住宅ローン等の利用に制約が生じることがあります。

○さらに、一定期間の督促後、日本学生支援機構（JASSO）の請求に基づき、保証機関（JEES）が本人の代わりに一括で支払います。（これを「代位弁済」といいます。）代位弁済が行われた場合、個人情報機関に代位弁済情報が登録されます。

○代位弁済を行ったあと、保証機関（JEES）から延滞していた本人に、その分の返済を請求します。

代位弁済が行われても、必ず本人が保証機関（JEES）に返済しなければなりません。

保証機関（JEES）においても、返済が困難な場合は、あなたの生活状況や個別事情をご相談のうえ、分割返済や返済期限猶予制度を認めることがあります。